

上天草市環境基本計画について

1 背景及び趣旨

今日の多様化、複雑化している環境問題の解決と本市の美しい自然をより健全な状態で次世代に継承するためには、一人ひとりの考え方と社会経済活動や生活様式のあり方を見直し、市民、事業者及び市が協働してより効果的な環境の保全に取り組んでいく必要があることから、平成21年12月に環境基本条例を制定した。

本計画は、環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものである。

2 計画の位置づけ

環境基本条例第9条に規定された「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」であるとともに、市総合計画を環境の分野から推進するための最も基本的かつ総合的な計画である。(計画中、地球温暖化対策に関する部分については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地域における地球温暖化対策実行計画として位置づけている。)

3 計画の対象地域・期間

上天草市全域を対象とし、広域的に取り組む必要がある項目については、関係機関と連携して取り組む。

対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間(社会経済情勢、環境問題の変化に適切に対応するため、5年後を目途に見直しを行う。)とする。

4 計画の目標

(1) 実現すべき環境像(望ましい姿)

「人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市」

(2) 環境目標(5項目) ※各項目において数値目標を設定

① 自然環境の保全及び創造

これまで様々な恩恵を受けてきた海や山を守り、豊かな自然環境と生物の多様性を保持するとともに、人と自然とがふれあう場を積極的に創る。

② 生活環境の保全及び創造

市民が健康で安心して暮らすために、空気や水などが健全な状態で、常に地域が清潔に保たれる生活環境を積極的に創る。

③ 地球環境の保全

地球上のあらゆる生物の生存基盤に関わる地球温暖化やオゾン層の破壊などによる地球環境問題は、人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題であると認識するとともに、省エネルギー・省資源対策はもちろん、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減する。

④ 循環型社会の構築

持続可能な社会を目指し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直すとともに、限りある資源を有効に活用する循環型社会を目指す。

⑤ 環境教育及び環境保全実践行動の推進

環境教育を積極的に推進することで、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、環境に配慮した行動の実践を図ります。

5 重点施策

(1) 美しい海を保全するまちづくり

有明海・八代海再生に向けた海域の環境保全及び改善に取り組む。

<具体的な取組み>

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進（計画的な下水道及び浄化槽の整備と適切な維持管理など）
- ③ 森林などの整備（森林・農地の管理や整備、木材の有効利用など）
- ④ 環境美化・保全活動の推進（地域の自主的な活動への支援）
- ⑤ 国、県及び近隣市町村との連携

(2) ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり

資源の循環による有効利用のため、生ごみの堆肥化や分別の徹底などによる3Rを推進する。

<具体的な取組み>

- ① 発生抑制・再使用の促進（レジ袋削減推進、生ごみ処理機などの普及）
- ② リサイクルの推進（情報提供などによる分別の徹底）
- ③ 適正処理の推進（不法投棄や野焼きの防止、関係機関との連携など）

6 計画の推進と管理

(1) 計画の推進体制

庁内の検討組織を核として、着実な施策の実施、市民（団体）及び事業者の参加による推進体制を整備する。

(2) 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に則し、毎年度、点検及び評価による目標達成に向けた施策の継続的な改善を推進する。（結果等については、環境審議会に報告、市ホームページなどで公表する）。

(3) 関係機関及び各種計画との連携

広域的な取組みが必要な分野については、国、県、近隣市町村と連携した対策を推進し、専門的見地から調査及び研究を必要とする事項については、大学や研究機関と連携して取り組む。また、今後、制定及び策定する条例、計画等については、本計画との整合性を図る。

(4) 財政措置

本計画に示している施策の着実な推進のため、計画的な財政措置に努める。

7 計画策定に係る経緯

- (1) 環境基本条例の制定（平成21年12月22日条例第30号）
- (2) 環境に関する市民及び事業者アンケート調査（平成22年8月実施）
 - ① 市民：無作為抽出者（16歳以上）1,000人及び市役所等来庁者
 - ② 事業者：郵送140社及び市役所等来庁者
- (3) 環境審議会（平成22年7月9日設置：委員10人）
 - ① 第1回（平成22年7月9日）※環境審議会への諮問
 - ② 第2回（平成22年10月12日）
 - ③ 第3回（平成22年11月19日）
 - ④ 第4回（平成23年1月14日）
 - ⑤ 第5回（平成23年2月22日）※環境審議会からの答申
- (4) 庁内検討会議（平成22年9月7日）及び庁内調整（9～2月）
- (5) 計画の素案概要に関する意見提出（パブリック・コメント）手続（12月）
※公表：実施結果及び市の考え方（平成22年12月27日）
- (6) 市議会総務常任委員会報告（平成23年3月10日）

8 計画期間における対応

- (1) 計画に掲げた施策及び目標の計画的かつ効果的な実施
- (2) 環境問題の進展や新たに生じる環境問題等への柔軟かつ速やかな対応
- (3) 計画の周知及び活用と市民、事業者及び市の協働による施策の推進

計画の構成

1 はじめに（市長あいさつ文）

2 目次

3 第1章 基本的事項

- (1) 趣旨及び背景
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の対象地域・期間
- (4) 計画の目標

4 第2章 市の現況

- (1) 位置及び地勢
- (2) 気象
- (3) 人口及び世帯数
- (4) 産業
- (5) 土地利用

5 第3章 環境の概要

- (1) 自然環境
- (2) 生活環境
- (3) ごみ処理
- (4) 地域環境
- (5) 地球環境
- (6) 環境教育
- (7) 市民・事業者の意識
- (8) 規制・助成制度

6 第4章 基本計画（市民（団体）・事業者・市の取組み）

- (1) 自然環境の保全及び創造（環境目標1）
生物の生息環境の保全、野生動植物の保護・管理、自然とふれあう機会や活動の充実、自然とふれあう場の創出、持続可能な農業・林業・水産業の推進
- (2) 生活環境の保全及び創造（環境目標2）
環境汚染の監視・抑制、生活排水対策の推進、健全な水環境の確保、地下水の保全、環境美化の推進、環境と調和した生活空間の整備・確保、自動車の適正利用

- (3) 地球環境の保全（環境目標 3）
省エネルギー・省資源対策の推進、新エネルギーの普及促進、吸収源対策の推進、オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応)
- (4) 循環型社会の構築（環境目標 4）
発生抑制・再使用、リサイクルの推進、バイオマスの利活用、適正処理の推進
- (5) 環境教育及び環境保全実践行動の推進（環境目標 5）
学校や地域における環境教育・環境学習の推進、人材の育成・活用、環境情報の共有、市民・事業者・市の環境保全行動の推進、パートナーシップ・ネットワークの構築、環境保全活動団体への支援
- (6) 重点施策
美しい海を保全するまちづくり、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり

7 第5章 計画の推進と管理

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進行管理
- (3) 関係機関及び各種計画との連携
- (4) 財政措置

8 参考資料

- (1) 上天草市環境基本条例
- (2) 上天草市環境審議会（委嘱期間、委員名簿、策定に係る諮問及び答申）
- (3) 計画の策定に係る経緯
- (4) 数値目標一覧
- (5) 用語解説